

国民健康保険税の「賦課限度額」の改正について

1 賦課限度額について

(1) 賦課限度額とは

国民健康保険税は、次表の3つの区分によって算定した税額の合算額になっています。

この区分ごとに賦課限度額が定められており、算定した税額が賦課限度額を超える場合は、この賦課限度額を税額とすることとなっています。

令和4年度における東浦町の賦課限度額は、国の定める法定限度額より、3万円低い額となっています。

【令和4年度賦課限度額】

区 分	法 定	東浦町	比 較
基礎課税額（医療分）	65万円	63万円	△2万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	19万円	△1万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合 計	102万円	99万円	△3万円

※介護納付金分は介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)に課税されます。

(2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の88の2）において国の法定限度額が定められており、これに基づいて各市町村が条例により賦課限度額を定めることになっています。

東浦町では、東浦町国民健康保険税条例第2条により定めています。

(3) 賦課限度額改正の推移

単位：万円

限度額	区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
法 定	医療分	58	61	63	63	65
	後期分	19	19	19	19	20
	介護分	16	16	17	17	17
	合 計	93	96	99	99	102
東浦町	医療分	54	58	61	63	63
	後期分	19	19	19	19	19
	介護分	16	16	16	17	17
	合 計	89	93	96	99	99

2 賦課限度額の改正案について

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されました。

東浦町としても、同様に、賦課限度額を法定限度額と同額とする改正を考えております。

区 分	令和4年度	増税額	令和5年度
医療分	63万円	→2万円増	65万円
後期高齢者 支援金分	19万円	→1万円増	20万円
介護分	17万円	増減なし	17万円
合 計	99万円	→3万円増	102万円

3 改正による影響について

(1) 国保税（課税額）の増加見込み

区 分	増加額	増加率
医療分	約155万円	0.2%
後期分	約103万円	0.4%

(2) 該当する世帯数（見込み）国保加入世帯数 試算時5,875世帯

区 分	現 行	該当世帯	改正後限度額 非該当世帯
医療分	78世帯 (1.3%)	77世帯 (1.3%)	1世帯
後期高齢者 支援金分	109世帯 (1.8%)	96世帯 (1.6%)	13世帯
介護分	38世帯 (1.6%)	38世帯 (1.6%)	—

(3) 該当世帯の例

(例) 4人世帯 (介護分2人、所得1人)

区 分	限度額に到達する所得 (給与収入)	
	令和4年度	令和5年度
医療分	約 854 万円 (約 1,049 万円)	約 887 万円 (約 1,082 万円)
後期高齢者支 援金分	約 746 万円 (約 941 万円)	約 793 万円 (約 988 万円)
介護分	約 899 万円 (約 1,094 万円)	約 899 万円 (約 1,094 万円)

※令和4年度税制に基づき算出しています。

4 知多地区5市5町の状況 (改正予定)

令和4年7月1日現在 単位：万円

	令和4年度					令和5年度			
	医療分	後期分	介護分	合計		医療分	後期分	介護分	合計
法 定	65	20	17	102		未 定			
東浦町	63	19	17	99		65	20	17	102
半田市	65	20	17	102		未 定			
常滑市	65	20	17	102		未 定			
東海市	65	20	17	102		未 定			
大府市	65	20	17	102		未 定			
知多市	65	20	17	102		未 定			
阿久比町	63	19	17	99		65	20	17	102
南知多町	63	19	17	99		65	20	17	102
美浜町	63	19	17	99		65	20	17	102
武豊町	63	19	17	99		65	20	17	102